

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	職員以外への報酬等の支払いに係る源泉徴収事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富山市は、職員以外への報酬等の支払いに係る源泉徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

富山市長

公表日

令和7年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	職員以外への報酬等の支払いに係る源泉徴収事務
②事務の概要	・外部委員等に対する報酬等の支払いを行う際に、所得税の源泉徴収を行い税務署に納付する。 ・その支払いに応じて法定調書を作成し、税務署や市区町村に提出する。
③システムの名称	財務会計システム
2. 特定個人情報ファイル名	
報酬等の支払いに係る相手方情報管理ファイル、源泉徴収票・支払調書作成ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第4項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	出納課
②所属長の役職名	出納課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	富山市企画管理部文書法務課 〒930－8510 富山県富山市新桜町7番38号 電話：(076)443－2261
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	富山市企画管理部情報システム課 〒930－8510 富山県富山市新桜町7番38号 電話：(076)443－2015
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	財務会計システムにおいて各所属の担当者のみが閲覧できるよう権限付与を実施している。そのため、権限のない職員は特定個人情報を画面から取得することができないよう設定されていることから、権限のない者によって不正に利用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。		
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	財務会計システムにおいて各所属の担当者のみが閲覧できるよう権限付与を実施している。そのため、権限のない職員は特定個人情報を画面から取得することができないよう設定されていることから、権限のない者によって不正に利用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月7日	5.評価実施機関における担当部署	②所属長 課長 島崎 忠司	②所属長の役職名 情報統計課長	事後	
令和1年6月7日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	請求先 富山市企画管理部行政管理課 〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 電話：(076)443-2021	請求先 富山市企画管理部文書法務課 〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 電話：(076)443-2261	事後	
令和1年6月7日	Ⅳ リスク対策	<新規>	評価書の通り	事後	
令和2年12月1日	Ⅱしきい値判断項目-1.対象人数-いつ時点の計数か	令和元年6月7日時点	令和2年8月1日時点	事後	
令和2年12月1日	Ⅱしきい値判断項目-2.取扱者数-いつ時点の計数か	令和元年6月7日時点	令和2年8月1日時点	事後	
令和2年12月1日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事後	
令和7年3月25日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-③システムの名称	財務会計マイナンバー管理システム	財務会計システム	事後	
令和7年3月25日	Ⅰ 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	財務会計マイナンバー管理システム、報酬等支払い情報特定個人情報ファイル	報酬等の支払いに係る相手方情報管理ファイル、源泉徴収票・支払調書作成ファイル	事後	
令和7年3月25日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用-法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第3項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第4項	事後	
令和7年3月25日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署-①部署	企画管理部情報統計課	出納課	事後	
令和7年3月25日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署-②所属長の役職名	情報統計課長	出納課長	事後	
令和7年3月25日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	富山市企画管理部情報統計課	富山市企画管理部情報システム課	事後	
令和7年3月25日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業-人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<新規>	十分である	事後	
令和7年3月25日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業-判断の根拠	<新規>	財務会計システムにおいて各所属の担当者のみが閲覧できるよう権限付与を実施している。そのため、権限のない職員は画面から特定個人情報を取得できないよう設定がされていることから、権限のない者によって不正に利用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年3月25日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策-最も優先度が高いと考えられる対策	<新規>	3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和7年3月25日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策-当該対策は十分か【再掲】	<新規>	十分である	事後	
令和7年3月25日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策-判断の根拠	<新規>	財務会計システムにおいて各所属の担当者のみが閲覧できるよう権限付与を実施している。そのため、権限のない職員は画面から特定個人情報を取得できないよう設定がされていることから、権限のない者によって不正に利用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年3月25日	Ⅱしきい値判断項目-1.対象人数-いつ時点の計数か	令和2年8月1日時点	令和7年3月10日時点	事後	
令和7年3月25日	Ⅱしきい値判断項目-2.取扱者数-いつ時点の計数か	令和2年8月1日時点	令和7年3月10日時点	事後	